

## 令和4年度ホヤ海外販路開拓業務仕様書

### 1 委託業務名

令和4年度ホヤ海外販路開拓業務

### 2 委託期間

契約締結の日から令和5年3月17日まで

### 3 業務の目的

世界の食の市場規模は今後大きく増大することが予想されており、特に経済成長を背景に所得水準が著しく増加している海外の市場では、本県の安全・安心で高品質な水産物の販路開拓の可能性がある。

本県では、県の主要水産物であるホヤ（加工品を含む。以下同じ。）について、海外での販路開拓を図ることを目的として、平成29年度から平成31年度にアメリカの韓国市場や日本食レストラン向け、令和2年度からはベトナムの現地レストラン向けにプロモーションを展開した結果、特にアジアの食文化にホヤの可能性が認められたところである。そのため今年度も引き続きアジア地域をターゲットに本県産ホヤの販路の開拓を図ることとする。

また、県では今年度、沖縄県との連携により水産物に関する国内外向けの情報発信を強化することとしており、同県の食文化は地理的観点からもアジア地域の食文化との親和性が高いと考えられるため、本業務においても沖縄県の事業者と連携し、現地の嗜好性に応じたプロモーションを実施する。

### 4 対象国・地域

アジア地域の国・地域の中から1箇所以上、対象国・地域を選定する。

### 5 委託業務の内容

「3業務の目的」を達成するため、以下に掲げる内容を含む業務の企画を提案し、実施する。

#### （1）沖縄の食文化とアジア地域の食文化の親和性を活かしたメニュー等開発

沖縄の飲食店等と連携し、沖縄の食文化とアジア地域の食文化の親和性を活かしたホヤのメニュー開発を3商品以上、ホヤの加工品の開発を1商品以上とする。

#### （2）在日外国人へのメニュー等試食調査

（1）で開発したメニュー等について、アジア地域からの在日外国人を対象に、沖縄の飲食店等において試食調査を実施し、海外消費者の嗜好性を捉え、メニューのブラッシュアップを実施する。その際、調査対象者は10名以上とし、出身地、性別、年代について幅広く選定すること。

#### （3）海外飲食店等でのプロモーション

（1）及び（2）で開発されたメニュー等について、選定した対象国・地域の現地飲食店等（2店舗以上）と連携し、メニューフェア等を開催するとともに、当該飲食店等において常時提供する定番商品とし、実売価格により販売すること。

その際、原料となるホヤは、最低2トン以上とし、選定した対象国・地域に対して輸出すること。

#### (4) インフルエンサー、メディアによるプロモーション

開発メニュー等の販売促進のため、Instagram や YouTube などの SNS を活用し、選定した対象国・地域の消費者に強い影響力を持つインフルエンサー等によるプロモーションを実施し、現地消費者の購買意欲を喚起するとともに、消費者自身が SNS を活用して開発メニュー等やホヤを紹介し、現地で認知度を高めるような仕掛けを行うこと。

なお、プロモーションに際しては、近年のアジア地域における健康志向の高まりを意識し、ホヤの栄養成分の特徴を健康志向のニーズに訴えかけるような内容にすること（低カロリーな動物性タンパク質でヘルシーである点や、ミネラル成分を豊富に含むことから滋養強壯の面でアピールできる点など。）。

#### (5) アンケートや購買データ等の収集・分析

開発メニュー等を提供した飲食店等において当該メニューを注文した顧客に対して、アンケートを実施するとともに、メニュー等を提供した飲食店等からも聞き取りや提供メニュー数の確認等を行うこと。

また、インフルエンサーやメディアを活用したプロモーションの実施効果について、配信数や視聴数、視聴者属性等などのデータを収集すること。

さらに、アンケートやヒアリング、収集したデータを基に、対象国・地域でのホヤの販売戦略について分析しまとめること。

#### (6) 企画設計・調整

イ 本業務全体の計画書及び進行表等を作成すること。

ロ 本業務全体を適切に進行管理するための運営体制を整備し、明示すること。

ハ 事前準備からプロモーションの実施までのスケジュール調整及びバイヤーや出展者等との連絡調整、プロモーション当日の会場設営（装飾、案内板の設置等）、進行管理、撤収作業までの全ての運営業務を行うこと。

ニ プロモーション実施後のバイヤー等からの問合せや要望に対応すること。

ホ 全体の企画運営は、発注者と十分連携しながら行うこと。

### 6 成果物

本業務の成果物として、発注者が別途指定する期日までに以下のものを提出すること。

なお、資料は印刷して提出するほか、電子データでも提出すること。電子データの提出にあたっては、CD-R等の記録媒体を活用すること。

#### (1) ホヤ海外販路開拓業務実績報告書 2部

本事業で実施した内容及び結果をまとめるとともに、実施結果から事業効果等を分析すること。特に、在日外国人に対する試食調査の結果や、現地飲食店で提供したメニューのアンケート等、消費者属性等のデータや商談・採択に至らなかった商品に関するフィードバックについて分析し、今後の販路拡大に向けた取組提案をまとめること。

#### (2) 開催記録等 2部

実施した事業に関する記録（提供メニューや配信データ情報、提供店舗情報、現地写真等）を整理してまとめること。

## 7 注意事項

- (1) 業務の遂行に当たっては、個人情報保護に係る法令等に準拠した対応を行うとともに、各関係者のプライバシーの保持に十分配慮しながら、業務上知り得た個人情報を紛失し、又は業務に必要な範ちゅうを超えて他に漏らすことのないよう、万全の注意を払うこと。
- (2) 本業務により作成する成果物に関し、著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条に定める権利を含むすべての著作権を発注者に譲渡すること。  
なお、受注者は発注者に対し、一切の著作権者人格権を行使しないものとし、第三者をして行使させないものとする。また、受注者が本業務の納入成果物に係る著作権を自ら使用し、又は第三者をして使用させる場合、発注者と別途協議すること。
- (3) 成果物に第三者が権利を有する著作物が含まれている時は、発注者が特に使用を指示した場合を除き、受託者は当該著作物の使用に関して費用の負担を含む一切の手続を行うこと。  
なお、本業務の作業に関し、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合、当該紛争の原因が専ら発注者の責めに帰す場合を除き、受託者は自らの負担と責任において一切を処理すること。
- (4) 本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合又は本仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、協議により決定するものとする。
- (5) 本仕様書は、業務の概要を示すものであり、業務内容の詳細については、選定された事業者と発注者との協議により決定する。
- (6) 発注者は、受注者が本仕様書に定める内容に反した場合には、業務委託料の一部又は全部を返還させることができるものとする。

## 8 その他

受注者は、本業務に係る会計帳簿及び証拠書類等を整備し、委託業務終了年度の翌年度から起算して5年間保管するものとする。